

令和3年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月18日(採決)

令和3年 第2回 定例会 会議録

日時 令和3年6月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
		11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

10番 阿 部 寛 治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○副議長（村瀬 敬太郎） おはようございます。

本日は、阿部寛治議長が病気加療中のため欠席で、地方自治法第106条第1項により、私、副議長が議長の職務を行います。

また、定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、報道関係者及び議会事務局の撮影を許可いたしております。

本日の日程に入ります前に、6月14日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

会議録作成にあたり一部聞き取れない言葉などがあります。発言に際しては、常に録音されていることを認識し、最大限マイクに近づき、ゆっくりかつ明瞭に発言するよう、再度お願いをいたします。

なお、発言内容を慎重に検討し、一部、文言及び字句等の訂正と取消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」〔令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」〔令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,809万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ27億6,766万4,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、

省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第37号「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」を議題といたします。

本案は、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例審査特別委員会」に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例審査特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第37号「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」

本議案は、「町民の命を守るささぐりづくり」に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の役割と責務を定めることにより、篠栗町に関わる全ての人々が主体となって協働し、もって「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

本条例は、全世代における孤立化を防止するとともに、孤立化する人を町民みんなので支えあい、助け合い、人と人との繋がりを大切にして、共に生きる地域づくりや人を大切にする思いやりの心を保ち続けるため、「町民の命を守るささぐり

づくり」の基本を定めるものであります。

本条例は、篠栗町の全ての住民の命を守るための規範として位置づけられるもので、この条例の趣旨を最大限に尊重して、取り組みを進めるとともに、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、本条例との整合を図るものとするものであります。

この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第38号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第38号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」本議案は、デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日に施行されることから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務について、地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託する規定が盛り込まれたため、マイナンバーカードの再交付手数料についての本条例の規定を廃止するものであります。

この条例は令和3年9月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第39号「篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第39号「篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、同法律に沿った字句の改正並びに道路等の有効幅員及び旅客特定車両停留施設の構造に関する項目を新たに追加するものであります。

この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第40号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億7,538万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億8,500万2,000円とするものであります。

主な歳出では、総務費において、新型コロナウイルス感染症対応事業費に伴う、システム導入委託料及び備品購入費等に3,129万9,000円。

民生費において、子育て世帯生活支援特別給付金等に2,000円。

衛生費において、予防費及び新型コロナワクチン接種事業費に伴う、施設管理委託料、物品借上料及び備品購入費等に2,192万円。

農林水産事業費において、園芸農業等総合対策事業費補助金246万6,000円。

教育費において、各小学校の自動水栓化工事費、各幼稚園の感染症・防疫対策消耗品、クリエイト篠栗自動水栓化工事等に5,257万6,000円を補正するも

のです。

主な歳入では、地方交付税 1,344万1,000円、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等 1億6,352万9,000円。

県支出金、園芸農業等総合対策事業費補助金、246万6,000円を補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論をおこないます。

討論ありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第41号 「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第41号、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ43万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,8

10万3,000円とするものです。

補正予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第42号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第42号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,249万4,000円とするものです。

補正予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決

いたしております。以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第43号「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第43号「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出867万1,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億5,380万2,000円とするものです。

なお、収益的支出額に対し2,216万1,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は全て人事異動に伴う人件費です。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第44号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第44号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的収入57万9,000円を追加し、収益的収入の予定額を8億6,981万1,000円とし、収益的支出1,387万4,000円を減額し、収益的支出の予定額を8億5,444万2,000円とするものです。なお、収益的支出額に対し1,536万9,000円の黒字予算とするものがあります。

補正予算の主な内容は、人件費、減価償却費及び長期前受金戻入益です。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、発議第1号「篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第2号「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議」を議題といたします。

発議第2号を事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

○議会事務局長（佐伯 和久） 「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し、敬意と感謝の意を表する決議」

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるう中、我が国では令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。

本町においても、これまでの国の緊急事態宣言の発令を受け、町民生活はもとより、特に検査・医療・緊急搬送の現場は、これまで経験したことのない危機に直面している。

全国的に特に医療従事者が、いわれなき偏見や差別をうけているとの不本意な報道がある中、本町において感染者数が減少傾向に向かっているのは、感染リスクにさらされながら緊張が続く現場での医療従事者の方々の自らの危険をかえりみぬ献身的な努力によるものである。

よって、篠栗町議会は、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々とその家族に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。

令和3年6月18日 篠栗町議会。

○副議長（村瀬 敬太郎） 本案も、議員全員による発議でございますので、直ちに採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました、委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何かは発言することがございましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和3年第2回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案件1件、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」をはじめ、専決処分承認を求めることについて1件をはじめ、令和3年度補正予算案6件の、上程いたしました10議案全てにつきまして、可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

本定例会においてご議論いただき、可決・承認いただきました10議案の中で、議案第37号、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」は、本年3月の事件発覚後、継続的に議員の皆様と協議をしましてまいりました、最重要案件と言えるものでございました。

ここで、本日に至るまでを少し振り返ってみたいと思います。

令和2年4月18日に発生した篠栗町での5歳児衰弱死事件は、私の里篠栗を自負する私たち町民にとって大変衝撃的な事件でございました。

令和3年3月2日の警察による保護責任者遺棄致死事件発表以降、新聞各紙、テレビでの報道等は、幼い子を死に至らしめた2人の容疑者の社会常識を超えた行動と犯罪性が、国民の耳目を集めた日々が続きました。

そうしたなかで、3月4日開会の令和3年篠栗町議会第1回定例会全員協議会の中で、事件に至るまでの現場の対応等の経過を説明した上で、「今の時点では、警察によって事件の詳細が明らかになるのを待つほかはない」と報告いたしました。

議員の皆様からは、幼子などが衰弱死に至った経緯を確認する過程で、「どこかでこの子を救う道があったのではないか」、「議会として私たちは何かしなくていいのか」との声を多くいただきました。

その後、報道機関の警察への取材により、私たちも事件の真相をより深く知ることとなりましたが、連日、町長である私自身に対しても、町内外から様々なご意見を電話や手紙、SNSなどで頂戴いたしました。そうしたなか、議会の皆様の発信、町内外から寄せられた様々なご意見を繰り返し咀嚼し、整理する過程で、今回の事件の場合もさることながら、DVやネグレクト、生活困窮、育児ノイローゼや鬱、あるいは家族が自ら命を絶つ場合など、幼くして、命を絶たれるケースは様々な考えられる。

町長や町議会議員並びに行政職員は、今回の驚天動地の事件報道に埋もれなんとしている幼き子が衰弱死するに至った経緯をしっかりと検証し、二度とこうした幼い命が奪われることのないよう、「町民の幼い命を守る」町民行動の指針を作

るべきではないか。

については、できるだけ早い時期に、これまで分野別で行動していた「青少年健全育成推進協議会」や「子育て世代包括支援センター」、新たに作る「篠栗町子ども家庭総合支援拠点」、「地域学校協働活動」など、関係すると思われる組織を総動員して、一緒に行動していくことのできるような、「篠栗町の子どもの命を守る条例」を制定し、町民同士が互いに篠栗町の子どもの命を守ることに真正面から向き合い、現在の希薄になった人間関係を、新たなつながりを保ち続けることのできるよう、子どもから大人、お年寄りまでの地域の人間関係を再構築すべきと考え、今回の不幸な事件を繰り返さない、「篠栗町の幼い命をしっかりと守る」ための、町民全体が互助の精神で行動するため、議会の皆様のご意見をしっかりと賜り、早期に「篠栗町の幼い命をしっかりと守る篠栗方式」を実現したいと、3月16日の令和3年第1回定例会の閉会挨拶において発信いたしました。

そのような令和3年第1回定例会の経緯を経て、4月9日に議会全員協議会の開催をお願いいたしました。

その会議では、町から篠栗町の子どもの命を守るための行動を町議会の皆様とともにスタートするために、行動のための条例づくりや予算措置を行って「篠栗町の幼い命をしっかりと守る篠栗方式」を実現したいとの方向性を議会にご説明いたしました。

その場において議員の皆様から数々の貴重なご意見を賜りました。今回の案件は、篠栗町に居住する家族の中の幼い命が失われたことに端を発したものであるが、条例を制定し、新たな行動指針を決めるに当たっては、町民全体の大切な命を守る行動指針とすべきであるとのご意見を篠栗町議会の総意としていただきました。

そうしたご意見を踏まえ、執行部において、検討、議論を重ね、命を守るべき対象を「子ども」だけではなく、「すべての町民」とする方針に変え、篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例の素案を4月26日の全員協議会でお諮りし、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の責務と役割を定めることにより、みんなが主体となって協働し、町民の命を守るささぐりづくりの実現を目指すという方向性をご確認いただきました。

その後、4月30日からのパブリックコメントを経て、本定例会において議案第37号として上程いたしました。

議会におかれましては、これまで全員協議会で協議を重ねてきた重要な案件であるとの認識から、慣例による条例案の委員会付託は行わず、全員で協議する特別委員会の設置を開会日に決定され、6月15日に同委員会でご審議いただき、本日の本会議において可決されました。

これまで3か月間にわたる議員の皆様方の熱心な議論に敬意を表しますとともに、改めて、議案第37号「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例」を可決いただきましたことに感謝申し上げます。

どうもありがとうございました。

篠栗町では、本会議場での審議内容は、リアルタイムで発信しております。

ここで、全町民・関係者に向けて、改めて「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例」を確認する意味で、前文を読み上げます。

前文、私たちの篠栗町は、弘法大師空海ゆかりの、霊山若杉山の麓、お遍路で知られる「思いやりの町」として江戸時代後期から発展してきました。

昔ながらの里山と農村地帯における地域の人々の日頃の営みの中で育まれた絆の深さは、永く篠栗町の誇りでした。

近年、全国的に、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な悩みを抱えた人々が、現在の希薄になった人間関係の中で孤立し、救いの声を上げることができないまま、そしてその声を周囲の人たちが拾うことができないまま、尊い命が失われている現状があります。

そうした現象は、都市化や生活様式の変化、核家族化などにより、地域での住民同士の関係性や家族内の繋がりに変化が起きていることが原因の一つになっていると言えます。

そしてその波は、私たちのまち篠栗町にも広がりつつあります。

そうした今だからこそ、私たちは、昔ながらの篠栗町の良さを思い出し、全世代における孤立化を防止するとともに、孤立する人を町民みんなで支え合い、助け合い、人と人との繋がりを大切にして、共に生きる昔ながらの地域づくりを再構築する必要に迫られています。

この条例は、篠栗町の人を大切にする思いやりの心を保ち続けるために、町行政だけでなく住民、議会はじめ篠栗町に関わる全ての人々が協働して取り組む基本理念と基本原則を明記し、篠栗町に関わるみんなが主体となって町民の命を守るためのまちづくりの実現を目指すものです。

私たちは、篠栗町のすべての住民の命を守るための規範として、ここに「町民

の命を守るささぐりづくり」条例を定めます。

今日、これからが、新たな篠栗町として踏み出す第一歩でございます。条例に謳われたそれぞれの役割と責務を日常の中でしっかり果たしてまいりましょう。

住民一人一人が、あと一步を踏み出して、周りのみんなと繋がりを持ち、会話を重ね、関係性を深め、必ずや地域に誇れる篠栗町の姿になるよう、町民全体で努力して参りましょう。

今後とも議会の皆様におかれましては、こうした思いの実現に向けて、ともに進んでいただきますようお願い申し上げ、令和3年篠栗町議会第2回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

○副議長（村瀬 敬太郎） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分